

令和5年3月1日

陳 情 文 書 表

建設・企業常任委員会

陳情番号	140	付議年月日	5 . 2 . 22
件名	葉山港の指定管理者の再選定について陳情		
付議委員会	陳 情 者		
建設・企業常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>葉山港の指定管理者選定の過程は不当だったと監査委員が断じたことを受け、選定をやり直して下さい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>私は令和4年9月15日付で「葉山港の指定管理者候補選定の検証について」という陳情を提出しました。その陳情は不承となりましたが、その後提出した住民監査請求にあたって監査委員が綿密な調査を行って下さり、監査結果からは新たな事実が判明しました。選定審査を行った港湾部会委員が監査による調査に対し、次のように述べたのです。</p> <p>「同社による本件占用行為の事実は、選定審査後に河港課から情報提供を受けて初めて知った」</p> <p>「仮に選定審査前に知らされていたら、同社の『9 コンプライアンス、社会貢献』及び『10 事故・不祥事への対応、個人情報保護』の仮採点を減点していた」</p> <p>これらを受け、監査委員は次のように述べて「選定審査の過程は不当」と断じました。</p> <p>「本件募集要項は、条例第20条に定めた選定基準の内容を実現するための適正な内容であったとは認めがたく」</p> <p>「同社が、短期間に同じ区域で同じ態様の法令違反行為を繰り返していることからすれば、一般的に見て、社会的影響は小さくないというべきであり、それは、是正した事実や過怠金が納付済であったという事実をもってしても変わるものではなく」</p> <p>「行政処分という重大な結果を招いたものについては全て報告を行ったうえで、その評価を委員の裁量に委ねるべきであった」</p> <p>このような選定過程のかしについては県議会での質疑に対しても執行機関はきちんとした答弁を行っておらず、議員の皆様は判断に必要な情報を十分に得られませんでした。つまり、議決してしまったのは県議会の責任ではありません。そして、議会選出も含む監査委員はその権限を十分に活用して必要な調査をして下さいました。選定過程が不当である以上、選定結果には正当性はありません。そのため、改めて葉山港の指定管理者を選定し直して下さい。</p>			